



# 労基署便り 令和4年度 No.8

大河原労働基準監督署



## ◎ 令和4年労働災害発生状況（1～10月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
<b>製造業 計</b>	<b>37</b>	<b>64 (1)</b>	<b>27(1)</b>	372 (1)	<b>425 (4)</b>	<b>53(3)</b>
食料品製造業	14	<b>35</b>	<b>21</b>	161 (1)	<b>196</b>	<b>35(-1)</b>
機械金属製造業	11	<b>17 (1)</b>	<b>6(1)</b>	104	<b>129 (1)</b>	<b>25(1)</b>
<b>建設業 計</b>	<b>32</b>	<b>23 (2)</b>	<b>-9(2)</b>	251 (3)	<b>290 (5)</b>	<b>39(2)</b>
土木工事業	12	<b>14 (2)</b>	<b>2(2)</b>	84 (2)	<b>91 (4)</b>	<b>7(2)</b>
建築工事業	14	8	-6	127 (1)	<b>145 (1)</b>	<b>18(0)</b>
その他の建設	6	1	-5	40	<b>54</b>	<b>14</b>
<b>運輸交通業 計</b>	<b>13</b>	<b>9</b>	<b>-4</b>	326 (2)	<b>296 (2)</b>	<b>-30(0)</b>
陸上貨物運送業	14	9	-5	299 (2)	271 (2)	-28(0)
<b>商業</b>	<b>18 (1)</b>	<b>30</b>	<b>12(-1)</b>	359 (3)	<b>411</b>	<b>52(-3)</b>
<b>社会福祉施設</b>	<b>10</b>	<b>25</b>	<b>15</b>	276	<b>717</b>	<b>441</b>
<b>全産業</b>	<b>158 (1)</b>	<b>204 (3)</b>	<b>46(2)</b>	2220 (9)	<b>3324 (13)</b>	<b>1104(4)</b>

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※( )は内数で死亡者数

※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和4年1～10月において事故の型別の多いものから①**その他（新型コロナウイルス感染症を含む）**（30%）、②**転倒**（20%）、③**はさまれ、巻き込まれ**（10%）、④**墜落、転落**（9%）⑤**動作の反動、無理な動作**（8%）の順。

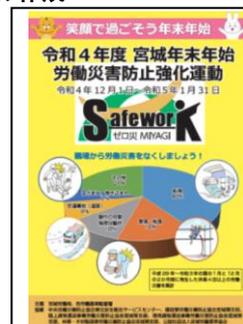
## 宮城年末年始労働災害防止強化運動の実施について

年末年始は、日没時間の早まりによる視界不良、積雪や凍結などによる作業環境の悪化に加えて、心理的にも慌ただしくなる時季であることから、労働災害の防止についても、最も多い事故の型である転倒災害の防止をはじめ、これらの事情を踏まえた取組が必要となります。また、多くの事業場において業務繁忙期となるため、労働時間管理や健康管理への配慮もより一層重要となり、加えて、引き続き新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策も不可欠です。このようなことから、県内すべての労働者が健康でこの時期を過ごすことができるよう、県内の各労働災害防止団体等が実施する労働災害防止運動などとともに、**令和4年度宮城年末年始労働災害防止強化運動**を全県下で展開いたします。

### 事業場における実施事項

13次防は最終年です

- ア 「Safework 向上宣言」※を活用するなどした事業主等による安全衛生方針の表明
- イ 安全衛生活動の点検、評価、改善及び新たな安全衛生計画等の作成
- ウ 事業主等による安全衛生パトロール
- エ 作業内容の変更等に伴う安全衛生教育
- オ 作業場、設備、保護具、通路、標識や表示等の一斉点検
- カ 大掃除等に伴う4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動
- キ 新年の作業開始時における安全確認
- ク 労働時間の適正管理と過重労働の防止
- ケ 長時間労働を行った労働者に対する医師の面接指導等
- コ 「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止



※「Safework 向上宣言」



「働き方改革関連法」の全体像

- 1 時間外労働の上限規制を導入【労働基準法関係】**  
時間外労働の上限について月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定しました。適用が猶予されている**建設事業、自動車運転の業務、医師**に対しては、**令和 6 年 4 月 1 日からそれぞれの上限規制が適用されます。**
- 2 年次有給休暇の確実な取得（平成 31 年 4 月 1 日施行）【労働基準法関係】**  
使用者は 10 日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年 5 日について確実に取得させなければなりません。
- 3 中小企業の月 60 時間超え残業の割増賃金率引き上げ（令和 5 年 4 月 1 日施行）【労働基準法関係】**  
月 60 時間を超える残業に対する割増賃金率を 50%に引き上げます。月 60 時間超の残業について換算式により代替休暇で対応する方法もあります。
- 4 「フレックスタイム制」の拡充【労働基準法関係】**  
労働時間の調整が可能な期間（清算期間）を 3 か月まで延長できます。
- 5 「高度プロフェSSIONAL制度」を創設【労働基準法関係】**  
職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする業務に従事する場合に健康確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外にできます。
- 6 産業医・産業保健機能の強化【労働安全衛生法関係】**  
産業医の活動環境を整備します。労働者の健康管理等に必要な情報を産業医へ提供すること等とします。
- 7 勤務間インターバル制度の導入促進【労働時間等設定改善法関係】**  
終業時刻から次の始業時刻までの間、一定時間以上の休息时间（インターバル時間）の確保に努めなければなりません。
- 8 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止【パートタイム・有期雇用労働法関係、労働者派遣法関係】**  
同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されました。

労働時間制度等のご相談について、**大河原労働基準監督署**では電話・窓口での相談対応のほかにも、ご希望に応じて、中小規模企業の事業場を中心に「**労働時間相談・支援班**」（電話 0224-53-2154）が個別に訪問して対応しております。ご希望につきましては、電話等でお申し出ください。お気軽にご相談ください。FAX の場合には、以下の内容をお知らせください。折り返し、日程を調整させていただきます。

なお、働き方改革の推進全般に関しては「**宮城働き方改革推進支援センター**」（電話 0120-97-8600）（厚生労働省委託事業）においても、無料で専門家の派遣も行っております。

（参考）大河原労働基準監督署御中（FAX 0224-53-2188）

「労働時間相談・支援班」の派遣を希望します。

【事業場名】

【所在地】

【電話番号】

【連絡担当者職氏名】

【相談したい内容・希望等】

# 宮城県特定最低賃金の改定について

令和4年12月15日から、宮城県特定最低賃金が以下のとおり改定されます。

適用される最低賃金	時間額	効力発生日
<b>宮城県最低賃金</b>	<b>883円</b>	令和4年 10月1日
<b>鉄鋼業</b>	<b>983円</b>	令和4年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>919円</b>	
<b>自動車小売業</b>	<b>946円</b>	

※生産性を向上し賃金を改善させるための助成金もご活用ください。

## 生産性を向上し賃金を改善させるための助成金

業務改善助成金	キャリアアップ助成金	人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)
生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。	「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。情報技術分野認定実習併用職業訓練、定額制訓練、自発的職業能力開発訓練等5つの訓練が用意されています。
お問合せ先 宮城労働局雇用環境・均等室 Tel 022-299-8844	お問合せ先 宮城労働局職業対策課助成金センター Tel 022-299-8063	

最低賃金に関するお問い合わせは、当署又は宮城労働局賃金室へどうぞ。

# 12月は職場のハラスメント撲滅月間です

令和4年4月1日から、パワハラ防止措置が全企業で義務化されました。

パワハラやセクハラの防止対策や相談窓口の設置など、社内での体制作りを行い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。

ハラスメントでお困りの方は、宮城労働局（雇用環境・均等室）又は各労働基準監督署に設置している総合労働相談コーナーをご利用ください。

※大河原総合労働相談コーナーは9時～16時30分（月15日）

## 職場のハラスメント対策等オンラインセミナー

### ☆内容

- 総合的なハラスメント対策について
- 労働局に寄せられる労働相談の状況について
- 同一労働同一賃金について

### ☆開催日

- ① 12月15日 ② 12月21日

### ☆申込締切

12月8日（先着順）

### ☆定員

各回 150名

申し込み方法等、詳細は宮城労働局ホームページをご覧ください。



(明るい職場応援団)



# 職場における新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました。

- ① 製造・使用等の禁止物質、②特化則・有機則等に基づく個別具体的な措置を行っている物質、③ GHS 分類で危険有害性に該当しない物質、を除いた化学物質について、事業者においてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露低減措置を講じます。

項目により施行日が、令和4年5月31日、令和5年4月1日、令和6年4月1日と異なりますので、ご対応や施行に向けた準備をお願いします。

- Point 1** ラベル・SDS の伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します
- Point 2** リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます
- Point 3** 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます
- Point 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます

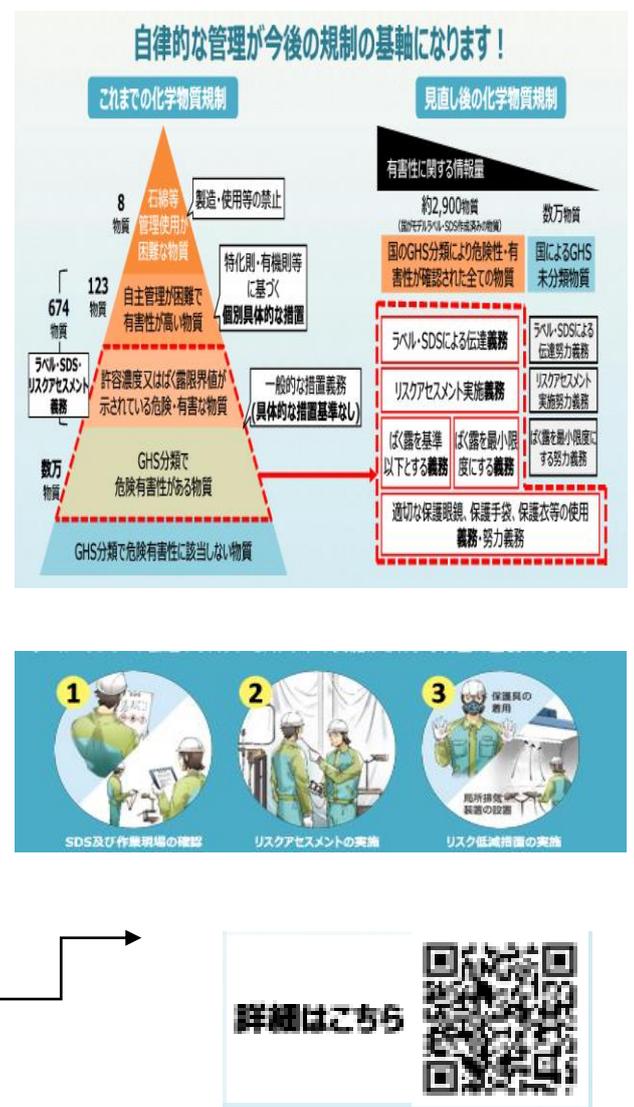
### 新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日	
化学物質管理 体系の見直し	労働安全衛生法第9条	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物質）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを覚えていますか？	①	令和7年以降（予定あり）	
	労働安全衛生法第57条の2第5項、第57条の3	リスクアセスメント対象物質に関する事業者の責務	濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される濃度を基準値以下としていますか？ 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）	②、③	②	
	労働安全衛生法第594条の2第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	リスクアセスメント対象物質以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？ 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかでない物質の製造・取扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？	②	③	
	労働安全衛生法第22条	衛生委員会の付置事項	衛生委員会、自律的な管理の実施状況の調査報告を行っていますか？	②、③	②	
	労働安全衛生法第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、がん発症について、医師の意見を聴いて、必要に応じて、労働者に検査を受けていますか？	②	②	
	労働安全衛生法第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果およびリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最終3年、もしくはリスクアセスメントが3年以上経過後は次のリスクアセスメント実施まで）	②	②	
	労働安全衛生法第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災が発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労働基準法に基づき、必要があると認めるときは、リスクアセスメント対象物質に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）	③	③	
	労働安全衛生法第57条の2第3項、第57条の3第8項、第9項	健康診断等	濃度基準値を超え、ばく露がある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）	③	③	
	実施体制の確立	労働安全衛生法第12条の5	化学物質管理責任者	化学物質管理責任者を選任していますか？	①	①
		労働安全衛生法第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？	①	①
労働安全衛生法第25条		雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？	③	③	
労働安全衛生法第24条の15第1項、第24条の2の4、第34条の2の3		SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを覚えていますか？	①	①	
情報伝達の強化	労働安全衛生法第24条の15第2項、第3項、第34条の2の5第2項、第3項	SDSの更新	「人体に及ぼす作用」の記載・更新 5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要を確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客に通知していますか？	②	②	
	労働安全衛生法第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%未満ではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が10%未満の場合は、濃度範囲による表記も可。	③	③	
	労働安全衛生法第33条の2	閉鎖容器等の保管	リスクアセスメント対象物質を他の容器に移し積んで保管する際、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？	②	②	
	労働安全衛生法第33条の2	特別規制の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規制の適用物質の管理を自律的な管理とすることができますか？	②	②	
その他	労働安全衛生法第33条の2	作業環境測定結果に基づく措置	左記の区分に該当した場合、外部の専門家や改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を実施しても区分が変わらない場合、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ますか？	③	③	
	労働安全衛生法第33条の2	特別健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特別健康診断の頻度が緩和されることを覚えていますか？	②	②	

(注) 施行期日の①～③は以下に对应。  
 規制の変更又は改正を分けて実施される項目もある。  
 ① 2022年（令和4年）5月31日（施行済）  
 ② 2023年（令和5年）4月1日  
 ③ 2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら 



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25  
 労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やご悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。  
 労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。  
 労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。